

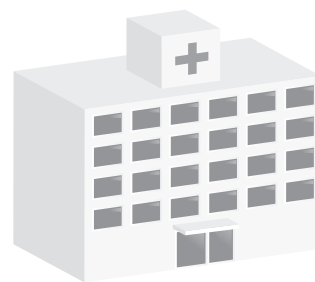
令和7年度

国民健康保険料率の改定について

国民健康保険の財政運営は、県全体で財政赤字を削減・解消すること、及び保険料水準の統一等を示した「三重県国民健康保険運営方針」に基づき行っています。

将来的には、三重県内のどこに住んでいても、所得や世帯構成が同じであれば保険料も同じになるよう、令和11年度までに一定の幅を設けたうえで標準保険料率への統一を目指しています。

朝日町でも、財源の見直しを進めながら、計画的・段階的に保険料率を見直していくことが最重要課題であり、令和7年度の国民健康保険料率を以下のとおり改訂することとなりましたので、ご理解をお願いいたします。



●令和7年度の新しい保険料率

		医療分 国保に加入する すべての方		後期高齢者支援金分 国保に加入する すべての方		介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳未満の方	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	所得に対して	3.71%	4.80%	2.05%	2.26%	1.63%	1.82%
資産割額	固定資産税に対して	16.51%	20.64%	9.56%	9.70%	11.90%	12.39%
均等割額	加入者1人当たり	26,100円	30,400円	13,200円	13,800円	13,800円	14,000円
平等割額	1世帯あたり	21,900円	20,500円	10,100円	9,200円	7,300円	7,000円
賦課限度額		65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	17万円

※国保加入者（被保険者）の年齢等に応じて、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれで計算した額を合算し、国保加入者がいる世帯の世帯主（納付義務者）に賦課されます。

均等割額・平等割額の軽減措置

世帯の総所得金額が、一定の基準以下の場合「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。

この軽減を受けるには、前年分の所得を申告していることが必要です。今年度の軽減の基準については、納付通知書同封の文書「令和7年度 朝日町国民健康保険料のお知らせ」をご覧ください。

未就学児の均等割額の軽減措置

子育て世代の経済的負担軽減の観点より、令和4年度から未就学児の均等割額について2分の1が軽減されています。（上記の均等割額軽減措置が適用される場合は、軽減後の未就学児の均等割額からさらに2分の1が軽減されています。）



問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659



月々の料金がお得な **ケーブルスマホ** au回線で全国利用可能

1GB+音声付プラン
990 税込 円

お客様に合うプラン提案します

今使っているスマホの電話番号のまま乗り換え可能

無料 スマホ相談会開催中

月曜日～金曜日 完全予約制

開催場所 CCNet北勢局

お問い合わせ フリーコールへ

0120-441061 ご相談お待ちしております 9:00～18:00(日・祝除く)



有料広告掲載欄